

令和5年4月28日

新型コロナウイルス感染拡大予防
ガイドライン推進京都会議 構成団体 御中

京都府商工労働観光部長
京都市産業観光局長

ガイドライン推進宣言事業所ステッカー事業の終了について

平素より新型コロナウイルス感染症の拡大防止に御協力いただき、ありがとうございます。

これまで、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議においては、感染拡大防止等に取り組む事業者の「見える化」を図るため、業種別ガイドラインの遵守を宣言した事業者に対して、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー事業」（以下「ステッカー事業」という。）を実施してきたところです。

この度、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和5年2月10日変更）において、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることに伴い、業種別ガイドラインが廃止されることになりましたので、令和5年5月7日をもって、ステッカー事業を終了いたします。

制度終了に際し、ガイドライン推進宣言事業所ステッカーについては、返却の必要はありません。各事業者様のご判断により対応をお願いします。

つきましては、貴団体におけるガイドライン推進宣言事業所ステッカーの申請受付及び交付（再発行含む）についても、令和5年5月7日をもって終了いただきますようお願いいたします。